

令和7年 第3回

君 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

日時：令和7年3月27日（木）午後3時00分

場所：5階大会議室

令和7年第3回君津市教育委員会会議録

1 日 時 令和7年3月27日(木) 午後3時00分開会 午後4時57分閉会

2 場 所 5階大会議室

3 出席者 教育長 粕谷哲也
委 員 小倉洋一、佐藤 薫、増田亜紀

4 出席職員 教育部長 丸 博幸、教育部次長(事)教育総務課長 茂木 一也
教育部副参事(事)学校教育課長 諏方壽一郎、学校教育課管理担当主幹 植田 庸介
学校教育課指導担当主幹 飯島 盛曜、生涯学習文化課長 塚越 直美
生涯学習文化課主幹(兼)君津中央公民館長(兼)生涯学習交流センター所長 平野 陽一
教育センター所長(兼)教育支援センター所長 小嶋 裕一
中央図書館長 高橋 さよ
企画政策部副参事 鳥山 恒夫、政策推進課主任主事 井上 悠哉
公共施設マネジメント課長 君島 恒洋、(事務局)教育総務課副課長 岡本 忠大

5 傍 聴 人 なし

6 会議日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告について
日程第3 議案第1号 君津市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について
議案第2号 君津市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について
議案第3号 君津市学校医及び学校歯科医の委嘱について
議案第4号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について
議案第5号 君津市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の制定について
議案第6号 社会教育委員の委嘱について
議案第7号 公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第8号 君津市図書館協議会委員の委嘱について
議案第9号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第10号 君津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第11号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
議案第12号 君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第13号 君津市立久留里城址資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第14号 君津市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 15 号 君津市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告第 1 号 専決処分（後援関係）の報告について

報告第 2 号 熱中症対応ガイドラインについて

報告第 3 号 君津地区公民館運営審議会答申について

報告第 4 号 公民館分館長の任命について

報告第 5 号 令和 7 年度教育委員会事務局職員（管理職）及び学校教職員（校長・教頭）の人事について

粕谷教育長

ただいまの出席者は 4 名で、定足数に達しておりますので、これより、令和 7 年第 3 回君津市教育委員会会議を開催します。

粕谷教育長

日程第 1 前回会議録の承認について、を議題といたします。

事前にご確認をいただいておりますが、各委員から何かお気づきの点はございますか。

粕谷教育長

ご意見等も無いようでございますので、採決を行います。前回会議録の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。会議録につきましては、承認されました。

粕谷教育長

日程第 2 教育長報告について、3 月に出席した行事及び出席予定の行事についてご報告いたします。

はじめに、5 日から 10 日にかけて行われた 3 月議会、一般質問の内容について、ご報告申し上げます。今回は、令和 7 年度の市長の施政方針を中心に、各会派からの代表質問と個人質問が行われ、教育関係では、27 件の質問がありました。

このうち、「新時代に必要な資質・能力の育成について」の質問については、「本市では、世界を舞台に活躍できるきみつつ子をスローガンに、教員、外国語指導助手、いわゆる A L T と連携を図りながら外国語教育推進に取り組んでいる。小学校の外国語活動や外国語科の時間では、A L T とのやりとりを中心とした授業を行っており、中学生につきましても、週に 1 回は、生きた英語に触れる機会を設定している。本市では、各校の A L T を統括するコーディネーター A L T 1 名を加え、全 9 名の A L T で外国語教育をサポートしている。今後も教員、A L T、教育委員会との連携を強化しながら教員の指導力向上、子どもたちの英語力、コミュニケーションの能力の向上に努めていく。」とお答えいたしました。

次に、「サポートティーチャー・サポートスタッフについて」の質問については、「近年、本市においては、児童生徒数は減少傾向ですが、特別な支援を必要としている児童生徒数は、増加傾向にあり、学校から人的支援を求める声も、年々、大きくなっている。令和6年度は、市独自に「きみつっ子サポーター」として、主に学習面を支援する教員免許を持ったサポートティーチャーを14名と生活面で支援を行うサポートスタッフを29名配置した。今後も、児童生徒一人ひとりに対し、よりきめ細かな指導・支援ができるよう、学校規模や実態に応じた支援体制の強化を図っていく。」とお答えいたしました。さらに、「実態に応じた支援体制の強化とあるが、令和7年度の予定は」との質問があり、「令和7年度は令和6年度と同程度の人数を配置する予定であり、本市にある小中学校19校の新たな実態に応じた適切な配置を行うことにより、支援体制の強化を図っていく。」とお答えいたしました。

令和7年度君津市一般会計予算につきましては、3月25日に、議会から承認いただいたところであり、これらの取組をしっかりと進めてまいります。

次に、市内小中学校の卒業式について、ご報告いたします。今月の第2週目から3週目にかけて、市内19の小中学校で、卒業式が行われ、1126名の卒業生が卒業いたしました。卒業生は、コロナ禍により、マスク着用や自宅学習など、これまでとは異なる学校生活を送ることもございました。卒業式では、在校生から卒業生へ感謝の気持ちが伝えられ、卒業生からは、感謝とお別れのメッセージの発表があり、心温まるとても感動的な卒業式となりました。出席いただきました教育委員のみなさまにおかれましては、ご多用の中、ありがとうございました。

来月からは、新年度となります。市では、引き続き、「子育て」、「教育」、「住まい」の3つを重点取組施策としており、今後も、子どもたちの安全で快適な教育環境づくりに全力で取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

粕谷教育長

ご質問等、ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、日程第3 議事に入ります。

本日の案件は、議案15件、報告5件でございます。このうち、議案第3号、議案第6号から議案第8号、報告第4号、報告第5号については、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議としたいと思いますが、このことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第3号、議案第6号から議案第8号、報告第4号、報告第5号については、非公開により審議いたします。なお、議案の審議は、議事進行の都合上、日程の最後といたします。

粕谷教育長

はじめに、議案第1号 君津市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について、を議題といたします。議

案第 1 号について、事務局の説明をお願いします。

茂木教育部次長

議案第 1 号 君津市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、君津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正するため、君津市教育委員会行政組織規則第 4 条第 2 号の規定により、議決を求めるものでございます。内容といたしましては、傍聴人の遵守事項に、「教育長の許可なく、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。」を加えるものです。また、会議傍聴人受付簿の様式を改めるものです。本改正は、会議の議事進行の妨げになる行為を未然に防ぐこと、撮影等を認めると、その部分だけで全体を類推されてしまうおそれがあり、発言の取り消しや訂正があることも予想され、正確性に欠ける等のおそれがあること、また、撮影等によるプライバシー等の侵害などにつながるおそれがあることから、市と同様に、撮影や録音等をしないことを規則で定めようとするものでございます。会議傍聴人受付簿の様式におきましては、会議の名称や開催日程等を項目とし、遵守事項を記載した様式に整理し、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第 1 号 君津市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第 2 号 君津市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。議案第 2 号について、事務局の説明をお願いします。

茂木教育部次長

議案第 2 号 君津市奨学金貸付条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、君津市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正するため、君津市教育委員会行政組織規則第 4 条第 2 号の規定により、議決を求めるものでございます。内容といたしましては、君津市奨学金貸付申請書の様式に、住民基本台帳記録及び市税情報の調査に関する同意の署名欄を設けることとするものです。改正前の様式では調査に関する同意を押印のみとしていましたが、市では、同意を求める際は押印だけではなく、署名が必要であるという整理をしていることから、新たに同意の署名欄を設け、様式の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第2号 君津市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第4号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について、を議題といたします。議案第4号について、事務局の説明をお願いします。

諏方学校教育課長

議案第4号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、「君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」をさらに一部改正するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により、議決を求めるものでございます。内容といたしましては、附則第2項中に「第9条第3項」とあるのを「第9条第2項」に改めるものです。本改正は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、規定の整理をするため、「君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」の一部を改正しようとするものです。法律の改正によって、条項のずれが生じてしまったものを、修正することが目的であり、この改正によって影響が出るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第4号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第5号 君津市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の制定について、を議題といたします。議案第5号について、事務局の説明をお願いします。

諏方学校教育課長

議案第5号 君津市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の制定についてご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定により、君津市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を教育委員会の所管に属する学校長に委任する事項の規定を制定するもので、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により、議決を求めるものでございます。内容としては、学校職員の扶養手当、住居手当、通勤手当の支給に係る認定及び確認に関する事務手続きを学校長に委任する規程となります。こちらの事務手続きは、これまでも各学校において事務手続きが進められておりましたが、事務部会からの要望を受け、これまで本市では規定が制定されていなかったため、新たに規程を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

他市はすでに制定済みということですか。

諏方学校教育課長

参考までに、木更津市、袖ヶ浦市では、すでに規定が制定されていると聞いております。富津市については、まだ制定されてはいないというところでございます。県内でも規定が制定されている市町村は多くあると伺っております。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第5号 君津市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第9号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、から 議案第13号 君津市立久留里城址資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、は関連がございますので、一括議題といたします。議案第9号から第13号について、事務局の説明をお願いします。

塚越生涯学習文化課長

議案第9号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について及び、議案第10号 君津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について及び、議案第11号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について及び、議案第12号 君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について及び、議案第13号 君津市立久留里城址資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定については、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本議案は、令和7年度から行政組織の見直しに伴い、公民館長及び久留里城址資料館長が会計年度任用職員から常勤職員へ変更となることから、必要な規則、訓令を整理するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。議案第9号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、課長または教育機関等の長の規定の整理を行うものです。議案第10号 君津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定につきましては、公民館および久留里城址資料館の館長および副館長の規定の整理を行うものです。議案第11号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定につきましては、第3条別表中の公民館副館長を公民館長に改めるものでございます。議案第12号 君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定については、館長および副館長の規定の整理を行うものです。議案第13号 君津市立久留里城址資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定についても、先程と同様に、館長および副館長の規定の整理を行うものです。施行期日は、令和7年4月1日です。

説明は以上でございます。よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

小倉委員

改正が良い悪いとかではないのですが、公民館の館長が、今までは元校長先生や地元の元市役所職員だったのが、今度から正規職員が館長になるということで、意外と地元の人たちからは、公民館が事務的な感じになってしまうのではないかと心配されている方が、話を聞くと多いような気がするのですが、おそらく小櫃地区だけでなく、他の地区でも同じように思っている人は多いのではないかと思います。そのあたりの考えを聞きたいです。

塚越生涯学習文化課長

ご意見ありがとうございます。今回の公民館長、久留里城址資料館長は、改正の理由が、さかのぼること令和2年度になりますが、地方公務員法、地方自治法の改正があり、今まで非常勤特別職だった館長が会計

年度任用職員に変わりました。これにより館長という監督者と副館長の給与体系と命令系統が逆転をしていたので、捻れが生じていたということで、ここ数年やはりそれを解消すべく委員会の中で協議をさせていただいた結果、令和7年度から常勤である市の職員を館長とする提案をさせていただいております。小倉委員おっしゃるとおり、やはり今まで館長には学校経験者の経験豊かな方、いろいろな知識が豊富な方をお願いしていたというところで、やはり地元との関係性等をかなり構築していただいていたというところもありまして、公民館運営としては非常に助かっていたところもあり、ご尽力いただき大変感謝しております。この改正により、地元の方からすると様々な不安な面が多々あると思います。しかし次の職員が、そのあたりはもちろん影響がないようにと言っても、これからなかなか大変な道のりになると思いますが、残った職員が引き継いで、事務の方を執らせていただくということで、みなさんそういう意識でおりますので、また地元の方にもいろいろとご協力いただきながら、公民館事業を今までと変わりなく進めていきたいと考えております。

小倉委員

是非、これまでどおりと言わず、良くなったと言われるように頑張ってください。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第9号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第10号 君津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第11号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第12号 君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第13号 君津市立久留里城址資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第14号 君津市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び、議案第15号 君津市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、関連がございますので、一括議題といたします。議案第14号及び第15号について、事務局の説明をお願いいたします。

塚越生涯学習文化課長

議案第14号 君津市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について及び、議案第15号 君津市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本議案は、令和7年度からの行政組織の見直しに伴い、社会教育指導員および家庭教育指導員を配置しないため、必要な規則を整理するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。議案第14号 君津市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、第2条中「指導員を置く」を「指導員を置くことができる」に改めるものです。議案第15号 君津市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についても、先ほどと同様に、第2条中「指導員を置く」を「指導員を置くことができる」に改めるものです。施行期日は、令和7年4月1日です。

説明は以上でございます。よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

佐藤委員

年度のスタートは指導員を置かない状態で始まると思うのですが、どういうことがあった時に置くことができる状態になるのか知りたいです。

塚越生涯学習文化課長

令和7年度からは、指導員の方々、全部で社会教育指導員が3名、家庭教育指導員1名、計4名を配置しないということで、今まで指導員を配置してから40、50年経過しております。やはり先ほどの館長と同様に学校経験者の方に今までお願いしてきて、一緒に事務を執ってご協力いただいております。ここ最近の業務内容の変化もありまして、見直しをかけている最中ということで、今回7年度から配置しないという方向性を打ち出したのですが、今後また、配置をしないでやっていく中で、業務的にやはり必要ということで、こちらで判断するようなことがあればお願いすることも出てくるかと思うのですが、現時点では、こういう場合にというよりは、業務を進めていく中で、お願いをする場面が出てくる可能性があるのが今の状況です。

粕谷教育長

今後も状況を見て、また置くことができるとありますので、その可能性もあるということでご理解いただければと思います。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第14号 君津市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第15号 君津市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、報告第1号 専決処分（後援関係）の報告について、を議題といたします。報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

茂木教育部次長

報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

2月の教育委員会会議にて報告させていただいた以降に、専決処分し、後援を承認した行事について報告いたします。案件は9件ございますが、このうちの1件について説明いたします。3月10日に承認した、「日本製鉄君津吹奏楽団 第43回定期演奏会」は、安房上総地区の文化向上及び音楽教育への貢献を目的として、令和7年4月27日（日）に君津市民文化ホールにて開催するものです。その他8件につきましても、行事の後援に関する規程に基づき、後援を承認し、君津市教育委員会行政組織規則第8条第1項第7号の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第2号 熱中症対応ガイドラインについて、を議題といたします。報告第2号について、事務局の説明をお願いします。

飯島学校教育課指導担当主幹

報告第2号 熱中症対応ガイドラインについてご説明いたします。

君津市では、平成30年8月に「君津市熱中症対応ガイドライン」を策定し、対応に当たってきました。熱中症は、近年、気温が30℃を超える状況が長期化し、甚大な被害につながるケースが増えております。令和6年4月に千葉県「学校における熱中症対策ガイドライン」の改定があったことに際し、君津市の熱中症対応ガイドラインも策定から6年が経過し、見直しの時期にあたることから、これまでの成果と課題を踏まえて改定することとしました。

主な改定の内容について説明します。1点目が「暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項」への加筆したことです。環境省のガイドラインにて「暑さ指数35以上」の場合における注意事項・行動指針が新たに付け加わったため、本市のガイドラインにも取り入れました。

2点目が「暑さ指数（WBGT）計による測定の仕方」を追加したことです。測定の仕方によっても大きく数値が変わってくるために、より正確な数値を測定するために図を用いた計測方法を追加しました。

3点目が「教育活動上の対応について」を加筆したことです。「WBGT35以上の場合の対応について」「各種行事、部活動等の対応について」を追加しました。また暑さ指数測定記録簿も刷新しました。

4点目が「熱中症発症後の対応（対応フローマニュアル）」を刷新したことです。こちらは県のガイドラインに準じて内容を刷新しました。

5点目が「学校における熱中症対策リスト」を追加したことです。文科省がホームページにて公開してい

るチェックリストを本ガイドラインにも付け加えました。

今回のガイドライン改定にあたっては、今年度3回実施した「君津市体力向上プロジェクト委員会」にて、養護教諭部会を中心に協議してまいりました。そして、そこで作成した案を君津市教育委員会で、加除修正を加え2月に部内決裁を行っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

小倉委員

私が子どもの頃はこういうものがなかったので、もしこういう熱中症警戒アラートが発表された時に体育の授業などはやらないのですか。それとも他の授業を行うとか、今どういうふうになっているのか教えてください。

飯島学校教育課指導担当主幹

その場で計った時に超えていることは、実際にあるのですが、その場合、体育の授業を今は保健分野の理論学習の内容もありますので、そういったところで日程を組み替えながら行うようにして、暑さ指数が危険な場合には、身体的な活動は行わないようにしております。

粕谷教育長

直前に測定して、指数が高い場合には、屋外あるいは体育館での体育の授業は控えて、室内での理論学習に切り替えるということですが、実際に授業が始まってから、超えた場合はどうするのかというところもあると思います。

飯島学校教育課指導担当主幹

実際に行う前に計測して、その後に超える場合もあるかもしれませんが、その場合には、甚だ危険である場合には活動をやめて、先ほど言ったように理論学習に移りますけども、基本的にはいろいろな安全対策を準備した上で先生方は授業を行っておりますので、危険がないようにそのまま授業を続けることもありましたが、あくまでも子どもの健康を最優先に行うことになります。

粕谷教育長

この表の見方について聞いていいですか。一番上が指数35以上の場合は、熱中症特別警戒アラートが発表というのは、どこから発表するのか。33以上は、熱中症警戒アラート発表、特別ではないアラートが発表されて運動中止になるという違い。それから31以上で乾球温度、湿球温度が表のようになると右側に原則中止とありますが、上から見ると★1、★2、★3となっていて、上3つが危ないということですが、この違いは、例えば夏の総体とかでスポーツをしている時に、特別警戒の場合にはこうする、警戒の場合にはこうする、その下の3段目の原則中止の場合にはこうするという、何か行動の目安といったようなものが、先ほど養護教諭部会の知恵も借りながら、こちらを策定したということですが、何か共通理解されたものがあればお願いします。

飯島学校教育課指導担当主幹

この★印につきましては、下の注釈の部分と対応しておりますので、いのちを守る行動の場合は、「室内において、エアコン等の設置により、暑さ指数3.3℃未満の状況を維持できる場合を除く。校長等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断する。」というようなこととなります。★2、★3につきましても同様の対応となります。こちらにつきましては、養護教諭部会のメンバーと話し合っていく中で、総体等の場合にも、ここにある文言に合致するかどうか判断した上で、実施できるのか、できないのかということを校長先生もいますので、種目ごとに相談しながら行うということになっております。

粕谷教育長

★1、★2は、室内はエアコンが入っている体育館は、ほとんどないので、室内は当然中止になると思いますが、屋外でも中止判断ということになりますか。

飯島学校教育課指導担当主幹

実際に、この君津市熱中症対応ガイドラインは、今策定しているものですが、今年度の夏の総体の中でも、この熱中症対応につきましては、小中体連のガイドラインに則って活動しておりまして、実際に暑さ指数が超えたために中止になった競技がものもありまして、その場合は延期という形で行いました。

佐藤委員

水泳指導の場合も同じですか。

飯島学校教育課指導担当主幹

水泳指導の場合も同じです。実際、今年度も暑くて水泳指導ができなかった場合もありました。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、次に、報告第3号 君津地区公民館運営審議会答申について、を議題といたします。報告第3号について、事務局の説明をお願いします。

平野君津中央公民館長

報告第3号 君津地区公民館運営審議会答申についてご説明いたします。

本報告は、君津地区公民館運営審議会から、君津中央公民館長、八重原公民館長、周西公民館長、周南公民館長に別紙のとおり答申されたので、君津市公民館規則第28条第2項の規定により報告するものでございます。今後の君津地区における地域活性、地域課題解決等に資する公民館のあり方について、君津地区公民館運営審議会から答申されたものであり、第1章として、答申の経緯と君津市の状況、第2章として、本答申の基本用語、概念の整理をしております。第3章として、各公民館区における地域及び公民館の課題として、事業の固定化傾向、地域住民との接点の課題を挙げております。第4章として、君津地区公民館における今後の地域課題・地域活性化の取組への提案に、地域づくり協議会が始動する中で特に公民館に求められる視点としては、地域づくり協議会への段階的、継続的な支援、「地域づくり」への認識を深める働きかけ、

最も身近な地域の相談窓口としての意識、臨機応変な事業展開、新たな力を発見する・育む機会づくり、継続的、発展的な学習の機会づくりといった提案をいただいております。第5章にまとめとして、本答申の提案については即実行に移せないものもあるが、地域の意味がますます重要となる中で、公民館は、ひとつずつでも具体的に取り組まれることを望む。あわせて、君津市教育委員会、君津市には、これらに取り組む公民館に不可欠な予算、施設、職員体制の整備を図っていただくよう要望するとなっております。

以上、報告いたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

非公開審議の前に、その他報告を2件させていただきます。

鳥山副参事

千葉ロッテマリーンズファーム本拠地移転プロジェクトについては、1年をかけてようやく吉報がもたらされたところであり、その概要を説明させていただきます。

井上政策推進課主任主事

千葉ロッテマリーンズファーム本拠地として、おととい、君津市に決定したことが公表されたところでございます。市民、職員が一体的となって、まちづくりをしていこうとする取組だと考えていただければと思います。球団では、1年ほど前から募集をかけていまして、当初31市の応募があったと聞いております。その後、プレゼンを通して、本市を含め、4市に絞られました。本市が公募をしたことを表明したのは、2月の施政方針においてであり、先日の決定に至っております。今後は、スポーツ施設を核としたまちづくりを進めていきたいと考えております。誘致のコンセプトとして、千葉ロッテマリーンズ側には、県北県南部をつなぐ位置として、君津市がベストポジションであると伝えてきました。今後のスケジュールは流動的で、さまざまな課題はございますが、みんなの力で進めていきたいと考えております。

鳥山副参事

安房4市、上総4市、いすみ4市等の12市町で約50万人弱の人口がいます。千葉県人口のおよそ620万人の10分の1にもなりません。本市にスポーツの拠点があることがあることにより、それを楽しみに訪れ、交流人口も生まれ、筋肉質な自治体をつくるのが、我々の使命と考えている。スポーツを通して、シビックプライドの醸成やいい町だねと思える実感が伝えられると考えています。

君島公共施設マネジメント課長

学校施設の利活用状況について、学校再編プログラムにより当初の役割を終えた学校が、どのように活用されているのか説明させていただきます。

まず、旧坂畑小学校と旧亀山中学校については、株式会社運動会屋に貸し付けをしており、キャンピースキミツとして、グランピングや研修としての活用のほか、インバウンド需要を取り込む展開をしております。旧松丘小学校については、令和5年5月から、コードベーススキミツとして、株式会社テラがドローンスクー

ルを展開しております。令和7年4月からは小学校だけでなく旧松丘中学校まで事業拡大をすることとなっています。中学校ではドローンの映像を、リアルタイムで景色を感じながら操作するFPVの実証実験に取り組むことを予定しております。このほか、ドローンを活用したピザの運搬、農薬の散布、二五穴の点検など、様々な実験的な取組をしております。

旧小糸小学校については、昨年7月から再公募し、今年の1月に優先交渉権者を決定いたしました。会社は、株式会社IGNITIONであり、引退したスポーツ選手等がスポーツの社会課題の解決という熱い想いをもって起業した会社で、アクアポニックスによる高麗人参の生産を予定しています。

旧三島小学校については、令和6年3月に、株式会社 新昭和へ所有権を移転いたしました。令和7年夏のオープンに向けて校庭に人工芝を張り、ラクロスやサッカーのできるコートを作っています。スポーツを中心とした宿泊や観光施設、将来的にはキャンプ施設も考えているとのことでした。

旧大和田小学校については、周西中学校、整備の進む新校舎の周西の丘小学校、君津高校が隣接する特徴的な地域ですので、大学誘致により様々な教育的な連携や発展、地域活性化が期待できると考えております。現地見学会を実施したところ、1学校法人が参加しておりますので、今後の展開に期待しているところです。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、これより、非公開審議に入ります。

議案第3号 君津市学校医及び学校歯科医の委嘱について

諏方学校教育課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

議案第6号 社会教育委員の委嘱について

塚越生涯学習文化課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

議案第7号 公民館運営審議会委員の委嘱について

塚越生涯学習文化課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

議案第8号 君津市図書館協議会委員の委嘱について

高橋中央図書館長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

報告第4号 公民館分館長の任命について

塚越生涯学習文化課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

報告第5号 令和7年度教育委員会事務局職員（管理職）及び学校教職員（校長・教頭）の人事について

丸教育部長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

粕谷教育長

本日の議案は、すべて終了いたしました。その他、委員の皆さん 又は 事務局から何かございますか。

茂木教育部次長

令和7年度君津市総合計画実施計画の概要及び当初予算の概要についてご説明いたします

本概要につきましては、令和4年度から令和12年度を期間とする市の基本構想において、計画の実効性を確保するため、策定したものでございます。令和7年度の市の施策や予算編成を内容しており、ご参考として配布させていただきました。

以上、報告いたします。

岡本教育総務課副課長

令和6年度君津地方教育委員会連絡協議会役員会、総会及び歓送迎会の開催についてをご覧ください。木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市の教育長及び教育委員をもって組織されています君津地方教育委員会連絡協議会の総会等の開催案内となります。日程は、令和7年5月12日（月）、会場は、君津教育会館となります。なお、第5回教育委員会会議を、本総会の前に同じ会場で行います。また、会議終了後、歓送迎会を予定しております。出欠につきましては、4月25日までにお知らせいただけると幸いです。

以上、報告いたします。

塚越生涯学習文化課長

千葉県登録文化財の登録について、報告いたします。

本市所在の亀山神社社殿、亀山神社山門が、令和7年2月26日に千葉県登録文化財に登録することを決定されました。本市での登録は初めての例となります。

小嶋教育センター所長

令和6年度不登校の状況について、前回、佐藤委員よりご質問いただきました、不登校の低年齢化の状況についてご説明いたします。

近年、児童生徒数が減少している中で、不登校児童生徒の人数が年々増加しているという現象が見受けられます。同じように低学年における不登校の数も増加傾向にあり、本市でも低年齢化が進んでいることが伺えます。具体的には、小学校1年生から3年生という早い段階での不登校が増えていることは、教育現場や家庭において深刻な問題を示唆しています。このような状況は、子どもたちが学校に行けない理由が多岐にわたることを反映しており、環境の変化や社会的なプレッシャー、学習スタイルの適応困難などが影響している可能性があります。

このような背景を踏まえ、今後の対応・対策については、まず児童生徒への継続的な声かけや家庭訪問を主とした安否確認を行うことが重要と考えます。これにより、子どもたちの状況を把握し、必要な支援を迅速に提供することが可能となります。また、関係機関の活用も不可欠です。具体的には、スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、子ども家庭相談室などと連携し、支援体制を強化していく必要があります。

さらに、教育センター生徒指導班と連携を図り、各学校における長欠対策会議等で対応を協議することで、より効果的な支援策を検討してまいります。これにより、各学校での不登校児童生徒への対応が一層充実し、個々のニーズに応じた支援が実現できると考えます。

また、教育支援センター（きみつメイト）、各学校でオンライン学習教材「デキタス」を活用することで、学習支援につなげる取組も進めていきます。このオンライン教材は、自宅での学習を可能にし、不登校児童生徒が学び続けるための手助けとなります。なお、この実証実験は令和8年3月31日まで延長される予定ですので、その結果を踏まえた上で、さらなる改善策を講じてまいります。

以上のように、不登校児童生徒への支援は多角的なアプローチが求められます。教育委員会としても、教育現場や家庭と連携しながら、一人ひとりの子どもたちが安心して学べる環境を整えていくために努力してまいります。

佐藤委員

ありがとうございます。本当に多いということを実感しました。そして「デキタス」が令和8年まで延長になったということで、とても喜ばしいと思いますし、それから先も続けていけるような予算の確保を是非お願いしたいと思います。

小倉委員

長欠と不登校の数の違いについて、不登校の数は長欠の人数に含まれるのか含まれないのか教えてください。

小嶋教育センター所長

長欠というのは、要するに欠席の日数です。その原因が様々であります。病欠もあれば家庭の事情など様々な理由があります。その中の理由として不登校、要するに自分自身で学校に行かないというような子が不登校の数となります。

粕谷教育長

長欠が母数ということで、その中の不登校が何人かということです。不登校が長欠を上回ることはないということです。

増田委員

特に小学校が倍以上になっていることに驚きました。

粕谷教育長

データがあれば教えてください。小学校低学年の不登校の数で、地域で偏りはありますか。小学校12校あるけども、市街地の子どもたちなのか、地域全体なのか、分かりますか。

小嶋教育センター所長

その年々によって学校の様子が違うのですけども、市街地の学校もあれば、山間部の学校もあります。やはり全体的に市街地の学校の方が多少多いですが、山間部の学校にも多少何人かいます。

粕谷教育長

他に無ければ、以上をもちまして令和7年第3回君津市教育委員会会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月21日

君津市教育委員会教育長 粕谷哲也